

大野城市立大野東中学校

いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

【目次】

- いじめ防止基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1～P.7
- 教育相談アンケート（生徒用：毎月）・・・・・・・・ P.8
- いじめアンケート（保護者用：学期に1回）・・・・ P.9～P.11
- DAITO アクション3・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
- いじめ未然防止チェックリスト資料・・・・・・・・ P.13～P.14

01 いじめ防止に対する大野東中学校の考え方

【基本理念】

■いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

■生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

【学校及び教職員の責務】

■学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

■特にいじめの早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

◆「いじめ」とは、

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

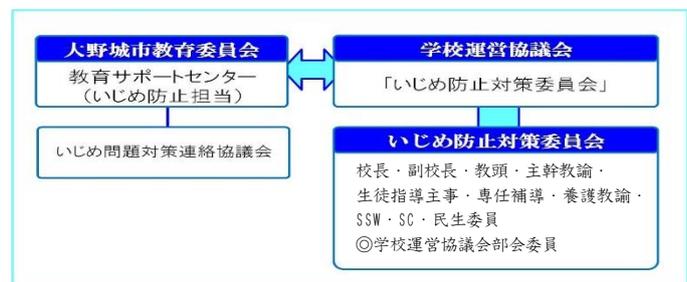
02 いじめ防止等の組織

(1) 名称

『いじめ防止対策委員会』

(2) 構成員

校長・副校長・教頭・主幹教諭
・生徒指導主事・専任補導・
学年主任・
養護教諭・保健主事・
スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー
不登校対策サポートティーチャー
(スクールサポーター)
民生委員



(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ウ いじめの相談・通報の窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、保管
- オ 学校における「いじめ」であるかどうかの判断
- カ 関係生徒の事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者等との連携

(4) 開催

- 月1回を定例会とし、緊急時の開催
- * 生徒アンケートとの関連を図って開催する

03 関係機関との連携

■本校では、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」への取組の中で、下記の関係機関との連携を図っていく。

- 大野東中学校学校運営協議会
- 大野城市教育委員会（大野城市教育サポートセンター）
- 大野城市要保護児童対策地域協議会
- 筑紫地区学校警察連絡協議会
- 春日警察署スクールサポーター

04 いじめの未然防止(いじめを生まない教育活動の推進)

(1) 教職員及び生徒・保護者への基本認識の周知

■平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員・生徒及び保護者に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識をもたせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校・学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 道徳の時間の指導

■道徳の内容項目B（主として他の人との関わりに関すること）、内容項目C（主として集団や社会との関わりに関すること）を重点化した道徳の時間の指導の充実

- 思いやりや信頼友情、寛容、構成・公平等の内容を年間指導計画における学校・学年の重点内容項目として設定し、各項目について年間に複数時間の指導を確保する。
- 道徳の時間と体験活動等の関連を図り、活動時の言動を予想したり、実際の活動時の言動を振り返ったりして、道徳的実践力を高めていく。また、自尊感情の高揚にもつなげていく。

(3) 人間関係能力を高めるソーシャル・スキル・トレーニングを活用した学級活動

■人間関係における言動スキルについて、「依頼」や「拒否」、「勧誘」、「問題解決」等の様々な場面での具体的な言動をロールプレイ等を通じて獲得させ、状況に応じて自己決定できるようにする。

(4) いじめ防止等のための生徒会活動

■いじめ防止についての生徒自身による活動を生徒会活動として実施し、小・中学校の円滑な接続を視野に入れた、連携した活動を推進する。

(5) 互いに違いを受容する教科等の学習活動

■各教科の授業において、生徒同士が学び合い、互いに違いを認め合う学習活動を可能な限り多く設定する。その際、発表内容や成果物だけでなく、生徒の賞賛する発言やコメントを意図的に取り上げ、互いに受容する姿も教師が評価していくよう努める。

05 早期発見・早期対応の取組

(1) 早期発見

■いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒の場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることがより大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも重視していく。

- ① 月に1回、生徒に対して学校生活に関するアンケートやいじめに特化したアンケートを実施する。また、学期に1回無記名アンケート実施する。アンケートとともに、「毎日の生活記録ノート」の有効活用を図り、生徒の変化を適切に捉えていく。
- ② 学期に1回、保護者に対する学校生活及びいじめに関するアンケートを実施し、教育相談活動へ活用していく。また、必要に応じてその後の状況確認及び学校の取組の説明を行う。
- ③ 保健室前の相談ポストや養護教諭、スクールカウンセラーからの情報を有効活用し、通報や相談に応じる体制を整える。
- ④ 上記①②で状況把握が必要な際は、個人面談・相談を適宜実施する。また、学期ごとに教育相談週間を設定し、全生徒に対して教育相談の機会を設ける。面談等の進捗状況や内容等は、各学年で共有した後に「いじめ防止対策委員会」で集約・確認を行う。

(2) 早期対応

■いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ることに努める。その際、次の視点に留意し、組織的な対応を行う。

- ① 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- ② 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図ること。
- ③ 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段 階	留 意 点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職(いじめ防止対策委員会)へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

06 いじめへの対応

(1) 基本的な考え方

■発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にしていく。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 具体的な対応

①【いじめの疑いがある場合】

些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

②【情報の共有】

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

③【いじめが認知された場合】

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が大野城市教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関と相談する。

④【保護者への連絡】

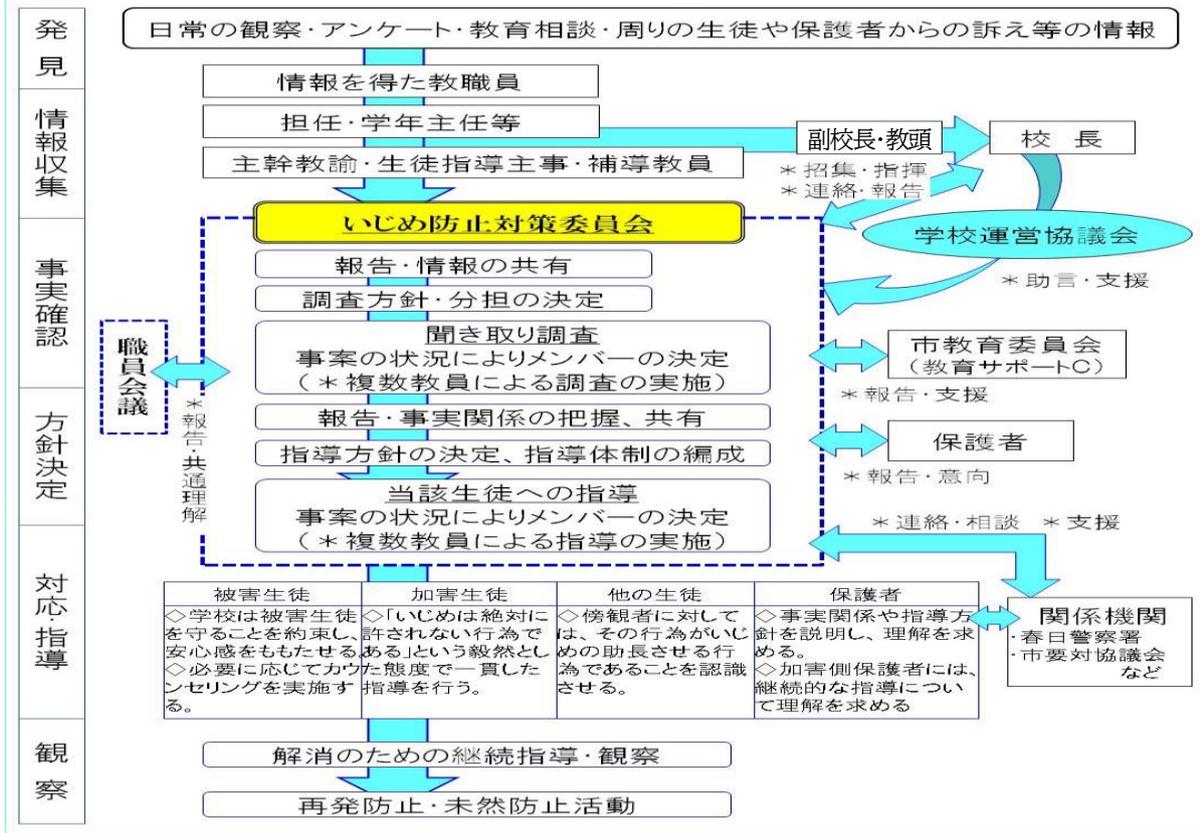
被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑤【関係機関との連携】

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめが起こった場合の組織的対応



07 教員研修

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

- 学校運営協議会において承認された「学校いじめ防止基本方針」について、教職員の共通理解を醸成するための研修会を4月に実施する。

(2) 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用

- 「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用した研修会を4月末に設定する。その際、教育相談アンケートやいじめに特化したアンケートの実施要領についても併せて共通理解を図っていく。

(3) 「アセス」を活用した研修会

- 年に2回実施している「アセス」の結果について、研修会を通して分析・考察し、その後の学級・学年指導に活かすとともに、いじめの早期発見・早期対応につなげていく。

(4) 専門家を招聘した研修会

- 「いじめ防止対策委員会」で選出した専門家による研修会を8月に設定する。

(5) 学校評価と関連させた研修会

- 学校評価の中に「いじめの早期発見・早期対応」に関する評価指標を設定し、前期(9月)と後期(3月)の2回、取組状況の評価と改善を検討する研修会を行う。

08 年間計画

月	主な取組	いじめ防止対策委員会	学校運営協議会
4月	(始業式・入学式) ○「学校基本方針」の確認 ○「早期発見・早期対応手引」研修会 □教育相談アンケート	○「学校基本方針」の提案 ○8月研修会講師の選出 □アンケートの集約・方策	○関係機関との連携の進め方
5月	(体育祭) □教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策	○4・5月の状況確認 ○授業参観
6月	□「アセス」の実施 □教育相談アンケート □保護者アンケート ☆教育相談週間・家庭訪問	□アンケートの集約・方策	
7月	□教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策 ○1学期の総括と課題	○1学期の総括と2学期の重点
8月	○外部講師による研修会		
9月	(自然教室・修学旅行) □教育相談アンケート ◇前期学校評価	□アンケートの集約・方策 ◇前期学校評価の分析	○授業参観 ◇前期評価の考察
10月	(文化発表会) □教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策	
11月	□「アセス」の実施 □教育相談アンケート □保護者アンケート ☆教育相談週間	□アンケートの集約・方策	
12月	□教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策 ○2学期の総括と課題	○2学期の総括と3学期の重点
1月	□教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策	
2月	□教育相談アンケート □保護者アンケート	□アンケートの集約・方策	○授業参観
3月	(卒業式・修了式) □教育相談アンケート ☆教育相談週間 ◇後期学校評価	□アンケートの集約・方策 ◇後期学校評価の分析	◇後期評価の考察 ○次年度「学校基本方針」の検討

09 評価と検証

(1) 学校評価との関連を図る

- 「学校評価」の評価指標に、いじめ問題未然防止の取組に関する指標を加える。
- 前期・後期の2期で自己評価を行う
(＊評価者は、学校運営協議会委員、教職員、生徒、保護者)

(2) 「いじめに関するアンケート」の実施と結果の共有

- 各月に行う「いじめに関するアンケート」(学校生活アンケート)、学期に一度行う「保護者アンケート」の結果や追調査等について、「いじめ防止対策委員会」で報告し、改善策を検討する。

10 重大事態への対応

■生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大野城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

11 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応

■インターネットやメール等の情報端末を通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行う対策

- ① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ② 「保護者とともに学ぶ規範意識」事業において、情報モラルに焦点化し、外部講師による講座を開催する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ② 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。
- ③ 「保護者とともに学ぶ規範意識」事業において、情報モラルに焦点化し、外部講師による講座を開催する。

教育相談アンケート

年 組 氏名 ()

新しい学年がスタートしました。新しいクラスや中学校生活に早く慣れ、みんなにとって安心安全な学校をみんなの力でつくっていきましょう。1年生は、これから自然教室に向けての取り組みも始まります。中学校の行事について、1つでも多くのことを学んでください。

さて、みなさんは新しい学年、新しいクラスで自分の気持ちをきちんと相手に伝えることができているでしょうか？落ち着いた学校生活はおくれているでしょうか？いじめ、無視、仲間はずし、ライオンによるもめごとなど、現在何か困った問題を抱えていますか？自分一人で解決しようと思わず、みんなで考えさらに楽しい学校生活をつくりあげましょう。これからもみんなが安心して安全な学校生活を送れるためにも、気づいたことがあれば教えて下さい。



あなたの秘密は必ず守ります。

〇〇君だけが何かを書いていた、というこにならないために、書くことがなくても、何か必ず書いてください。(友人の頑張っている姿や良さ、学級の様子等でもよいです)。

いじめは、人間として絶対ゆるされないことです。学校は、いじめを絶対に許しません。みんなの力で、いじめを許さない集団づくりを進めるため、次の質問にあってはまるものを選んで、記号ア・イに○を付けてください。

(春休み中～今日までのできごとです)

質問事項	答え
1 いじめを受けている。	ア 受けている イ 受けていない
2 いじめられている人を見たことがある。	ア 見たことがある イ 見ていない
3 いじめられている人がいると聞いたことがある。	ア 聞いたことがある イ 聞いたことはない
4 いじめ問題について、悩みや学校にたいする要望がある。	ア ある イ ない
5 冷やかしかからかいを受けている。	ア 受けている イ 受けていない
6 仲間はずれや無視をされている。	ア されている イ されていない
7 遊び半分でたたかれたり、蹴られたりしている。	ア されている イ されていない
8 金品や物をかくされたり、盗まれたり、爆されたりしている。	ア されている イ されていない
9 パソコンや携帯電話 (スマホなど) を使って、悪口やいやなことをされている。	ア されている イ されていない
10 机を意図的に離されている。	ア されている イ されていない
11 いじめで悩んだ時に相談できる人がいる。	ア いる イ いない
アと答えた人に質問です。そのとき相談できる人は誰ですか。※ () の中はその人の名前を書いてください。無理に書く必要はありません。書ける人は書いてください。 A 親 B 兄弟姉妹 C 先生 () D 友達 () E その他 ()	

「いじめアンケート調査」の実施について

いじめ防止対策委員会

1 目的

いじめに特化したアンケートをとることにより、いじめの早期発見・早期対応をはかる。

2 期 日

保護者用アンケート ○月○日（ ）帰りの会にてプリント配布

○月○日（ ）までに回答

3 実施方法

いじめアンケート（保護者用）Formsによる実施

- ① 「いじめアンケート調査（保護者用）」のプリントを配布する。
- ② アンケートのQRコードは全クラス統一のものであることを伝える。
兄弟関係がいる場合はアンケートに複数回回答してもらうように伝える。
- ③ 回答期間は2月9日（金）までと伝える。

4 調査後の対応

- (1) アンケートの結果は「〇〇」で確認できます。
- (2) 回答からExel ファイルを開いてください。
- (3) クラスごとの回答は2月14日（水）までに各学年の生徒指導担当の先生にお渡しします。
- (4) いじめアンケートの調査結果は、担任～各学年の生徒指導担当～生徒指導主事～副校長・教頭・校長へ報告する。（いじめ防止対策委員会実施し、確認します）。
- (5) アンケートに記入があった場合は必ず保護者連絡を行う。
- (6) アンケートの調査を受け、個別面談などにより、早期発見・早期対応に取り組む。
- (7) 緊急に対応しなければいけないいじめが起きている場合
 - ア 教職員間で指導方針を共通理解した上で、役割分担を明確にして、チームで対応する。
 - イ 保護者に対応策を説明し、理解を得て対応を進める。
- (8) 聞き取り内容はメモに残し、PDFで保存をする。

令和7年〇月〇日

保護者の皆様へ

大野城市立大野東中学校

校長 藤井 浩彦

いじめに関する保護者アンケート協力をお願い

晩冬の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと、お喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご協力頂きありがとうございます。

さて、いじめにより、各地で痛ましい事件が相次いで起こっています。いじめは決して許されることではありません。

いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に対応することが大切です。そのためには、学校・家庭が連携して、いじめの問題に取り組む必要があります。

つきましては、下記の通り「いじめアンケート調査」を実施しますので、調査の趣旨をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. この調査は、本校のすべての保護者を対象に実施しています。
アンケートは各御家庭1名の保護者を代表として回答してください。
2. 保護者の皆様に、家庭でのお子様の様子についてお尋ねし、学校と家庭が協力して、いじめの問題に取り組んでいくことを目的としています。
3. 生徒については、毎月「いじめ・教育相談アンケート調査」を実施しております。
4. お子様が多人数いる場合、同じQRコードを使い、人数分複数回の回答をお願いします。
5. アンケートの締め切りは2月9日（金）です。
それまでに回答をお願いします。
6. アンケートはQRコードからアンケートフォームにアクセスしてください。

(注意とお願い)

アンケートの回答はインターネット（MicrosoftのFormsを利用）で行います。通信費は保護者負担となりますので予め御了承ください。

いじめアンケート調査（保護者用）

この1～2ヶ月のお子様のことについて伺います。次の質問に該当するア～ウの記号を選んで、あてはまるものに○を付けてください。なお、すぐに対応を要すると思われる内容には、◎を付けてください。

生徒 年 組 番

保護者氏名

問1 あなたの子どもは、いじめを受けている（受けていた）。

（具体的な内容が分かれば記入してください）

ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない

--

問2 学校でいじめがあると聞いたことがある。（具体的な内容が分かれば記入してください）

ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない

--

問3 いじめ等の子どもについての悩みなどあればお書きください。

--

（いじめの例）

- ①冷やかされる・からかわれる ②仲間はずれにされる・無視される
- ③たたかれる・蹴られる ④金品をたかられる
- ⑤持ち物をかくされる、壊される ⑥いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされる
- ⑦パソコンや携帯電話（スマホ）を使って悪口やいやなことをされる。

DAITOアクション3

1 基本的な考え方

福岡県不登校対策推進プラン（福岡アクション3）に基づき、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、不登校生徒への支援）から学校全体として重点的に取り組んでいく。

【基本コンセプト】

- すぐにできる（即動） : 具体的に、即実行できる
- 必ずできる（必動） : どの先生も必ずできる
- みんなのできる（共動） : 組織的・継続的にできる、負担感なくできる

2 DAITOアクション3

(1) ステージ1（未然防止のアクション）

アクション1 (朝の動き)	○3分前行動（始業3分前には教室へ） ○顔を見ながら出席確認 ○遅刻・欠席者への連絡 → 副任が協力して
アクション2 (昼の動き)	○授業では子どもの良さを探してほめる ○チャンスを見つけて声をかける
アクション3 (放課後の動き)	○教室環境を整える ○教室を出るのは最後に ○早退や欠席者への連絡 → その日のうちに

(2) ステージ2（早期発見・早期対応のアクション）

アクション1 (1日目の動き)	○欠席1日で必ず様子をうかがう電話連絡 ○翌日の朝に声をかける
アクション2 (2日目の動き)	○欠席2日連続で本人に困っていることがないかを確認（電話連絡） ○欠席明けの朝に声をかける
アクション3 (3日目以降の動き)	○欠席3日連続で家庭訪問し、保護者と話をする（病欠はのぞく） ○登校できない原因が学級にあるならば、学年部会で対応を検討 ○いじめ・不登校対策委員会に報告

(3) ステージ3（継続的な支援のアクション）

アクション1 (分担の動き)	○欠席・遅刻カウントが15を超えた生徒に対する指導・援助の記録作成（月末に提出） ○欠席・遅刻カウントが30を超えた生徒に対する支援チーム（マンツーマンプロジェクト）編成 ○マンツーマン対応の不登校兆候部分を記入（生徒の情報を分析） ○短期（1ヶ月程度）の目標設定と役割分担
アクション2 (共有の動き)	○学年部会で当該生徒の様子を報告（学年内の共有化） ○生徒指導部会で当該生徒の様子を報告（学校内の共有化） ○いじめ防止対策委員会で支援の動きを検討
アクション3 (評価の動き)	○「できたこと」に対する積極的評価を ○いじめ防止対策委員会でチーム編成や指導計画の検討と修正

いじめ

しない
させない
みのがさない

誰もがいじめる側、
いじめられる側に
なる可能性があります！あなたの
お子さんを見つめてみましょう。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる問題です。
いじめを早期に発見するために、子供の小さなサインを見逃さず、
厳しく温かい心で見守りましょう。



「ネット上のいじめ」が急増しています!!

お子さんが携帯電話やインターネットをどのように利用しているか、誰とつながっているか知っていますか？

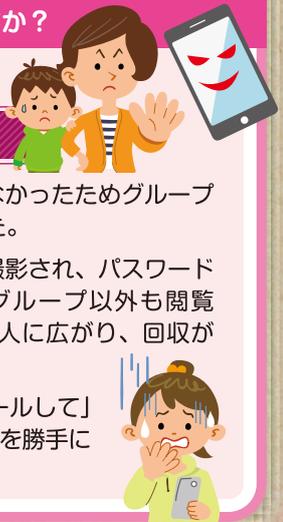
「ネット上のいじめ」とは？

- 掲示板・ブログ・プロフ等のSNS*1を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、個人情報や無断で掲載したりするいじめ
- 特定の子供の悪口や誹謗中傷をメールで送信したり、第三者になりすましてメールを送信したりするいじめ

POINT 特に、グループ内の参加者しか見ることができないパスワード付きサイトやSNSは大人の目に触れにくいので、「ネット上のいじめ」やトラブルが年々増加しています。そのため、保護者が「ネット上のいじめ」やトラブルの事例などを知っておくことが大切です。

「ネット上のいじめ」の例は？

- (例1) メッセージを読んですぐに返事をしなかったためグループからはすされ、悪口をメールで流された。
- (例2) 同級生から暴行される様子を動画で撮影され、パスワード付きサイトに掲載された。その後、グループ以外も閲覧できるようになったため不特定多数の人に広がり、回収が不可能になった。
- (例3) 友人が自分になりすまして「誰かメールして」という書き込みとともにメールアドレスを勝手に記載された。



子供に携帯電話やスマートフォンを持たせる場合

危険性をお子さんに伝え、理解させましょう。

- 他人の情報はもちろんのこと、自分の名前や住所、写真、通学している学校名等、個人が特定される情報を掲載することで、犯罪に巻き込まれることがあります。
- 特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は、「名誉毀損罪」（3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金）や「侮辱罪」（拘留又は科料）等の罪に問われる場合があります。

我が家のルールをつくりましょう

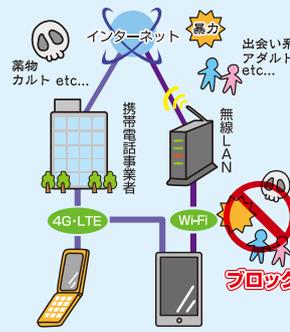
- 使用時間帯や1日の使用時間、使用場所、料金等について、それぞれの家庭や子供の状況に合った使い方やルールを話し合い、納得のいくルールをつくりましょう。ルールは定期的に見直しましょう。

フィルタリング*2の設定を行いましょ

- 携帯電話やスマートフォンの契約時にフィルタリングを設定し、安易にフィルタリングを外さないようにしましょう。
- スマートフォンは、家の外で無線LANに接続できるので、自宅や携帯電話回線に設定したフィルタリングが機能しないことがあります。別途、スマートフォン本体にフィルタリングソフト（アプリ）をインストールしましょう。



※1: SNS = 「ソーシャルネットワーキングサービス」とは？

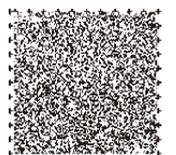


友達や同じ趣味などをもった人同士がネット上で集う場を提供するサービスです。

※2: フィルタリングとは？

インターネットの有害サイトを画面に表示しないように制限する機能です。「青少年インターネット環境整備法」により18歳未満の子供が携帯電話やスマートフォンを使用する場合は、業者にフィルタリングの提供等が義務づけられています。

- ①携帯電話事業者 フィルタリング申込
- ②携帯電話事業者 フィルタリング申込
- ③フィルタリングソフト(アプリ)



【音声コード】

専用の読み取り装置により、紙面内容の音声出力ができます。

いじめられている子供のサインをキャッチ

いじめられている子供は、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から打ち明けない場合も多いと思われます。しかし、何らかのサインを出していることが考えられます。いじめを早期に発見するために、下の項目をチェックしてみてください。

✓ 日常生活の変化

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがある。
- 登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
- 寝つきが悪い、食欲が急に落ちた、笑顔が減った。
- 意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
- 死や非現実的なことに関する本やインターネット等の情報に関心を持つようになった。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言葉を口にするようになった。
- 妙ににこにこしたり、気をつかいすぎたりすることが多くなった。

✓ 家族との関係の変化

- ささいな事で怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
- 家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

✓ 友人関係の変化

- 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
- 電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった。
- 学校や友達に対する不平や不満を口にするようになった。
- 転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。

✓ 持ち物の変化

- 持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている。
- カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上にこづかいを要求したりするようになった。

いじめる側からの発見も必要です

いじめをしていることは、いじめられていること以上に、外から分かりにくい場合が多いと思われます。いじめを知られないような行動をとることもあります。



- 買ってやっていないものを持っている。
- お金のつかい方が荒くなった。(こづかい以上のお金をつかっている)
- 親の言うことを聞かなくなり、反抗的態度をとるようになった。
- 親が部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

POINT 項目の中には思春期のどの子供にも表れるものもあります。大切なことは、子供の小さな変化を見逃さないことです。



家庭において努めたいこと

子供と過ごす時間をつくる

食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。



子供の様子にアンテナを張る

子供が今、何に関心を持っているか、どんな勉強の仕方をしているのか、読んでいる本や、学習ノート等を見る機会を持ちましょう。

大人同士の関係をつくる

学校行事やPTA活動、地域の行事などに積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくりましょう。

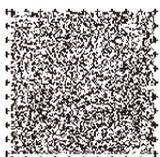
「SOSは出していいこと」を伝える

自分がつらい気持ちになった時は、一人で抱え込まず、信頼できる大人や友達にSOSを出していいことを伝えてください。

また、苦しんでいる友達からのSOSには「(き)づいて」「(よ)りせい」「(け)とめて」「(ん)らいできる大人に」「(な)げる」ということを伝えてください(「きょうしつ」)。支えてくれるのは家庭や学校だけでなく、様々な相談機関があり、電話やメールで相談を受け付けています。

【音声コード】

専用の読み取り装置により、紙面内容の音声出力ができます。



子供の態度や様子がおかしいと感じたら...

じっくり聴いてください

お子さんが話し始めたら、まずは、自分の意見をはさまず最後まで聴いてください。



学校に相談してください

学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応します。



相談できる機関があります

学校に相談しにくい、他の意見も聞いてみたい、対応に困っているというときには、右記の相談機関があります。



〈相談機関〉匿名でも相談できます。秘密は守られます。

●子どもホットライン24 (24時間対応)

- ・福岡地区: ☎092-641-9999
- ・北九州地区: ☎0949-24-3344
- ・北筑後地区: ☎0942-32-3000
- ・南筑後地区: ☎0942-52-4949
- ・筑豊地区: ☎0948-25-3434
- ・京築地区: ☎0979-82-4444
- ・メールでの相談の場合(各地区共通)
hotline24@pref.fukuoka.lg.jp

●福岡市子ども総合相談センター (年末年始を除く24時間対応) ☎092-833-3000

●北九州市子ども相談ホットライン (24時間対応) ☎093-881-4152

●少年サポートセンター

(祝日・年末年始を除く月～金曜日 9:00～17:45対応)

- ・ハートケア中 央: ☎092-588-7830
- ・ハートケアふくおか: ☎092-841-7830
- ・ハートケア北九州: ☎093-881-7830
- ・ハートケアいづか: ☎0948-21-3751
- ・ハートケアく め: ☎0942-30-7867

